

就職氷河期世代への支援に関する関係省庁連絡会議の開催について

令和元年5月16日
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）決裁

- 1 学校等卒業時にバブル崩壊や不良債権問題が生じて、新規学卒者の就職内定率が比較的低かった、いわゆる就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げ、社会の担い手として一層活躍していけるよう、集中的に支援していくための施策等について議論することを目的として、就職氷河期世代への支援に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成員は、別紙1のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、別紙2のとおりとする。
- 4 連絡会議の庶務は、内閣府において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(別紙1)

就職氷河期世代への支援に関する関係省庁連絡会議

議長 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

副議長 内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）

構成員 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

総務省大臣官房総括審議官

文部科学省総合教育政策局長

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

農林水産省経営局長

経済産業省経済産業政策局長

中小企業庁長官

国土交通省総合政策局長

(別紙2)

就職氷河期世代への支援に関する関係省庁連絡会議 幹事会

議長 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）

副議長 厚生労働省政策統括官付参事官（労働政策担当）

構成員 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年支援担当）

総務省大臣官房企画課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

農林水産省経営局就農・女性課長

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長

中小企業庁経営支援課長

国土交通省総合政策局政策課長